

意見書案提出書

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	西 村 くニコ
同	吉 田 あつき
同	大 村 悠
同	脇 礼 子
同	望 月 聖 子
同	岸 部 都
同	藤 代 ゆうや
同	青 山 圭 一
同	森 正 明
同	杉 山 信 雄
同	松 崎 淳

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体においては、急速な少子高齢化の進展に伴い、子育て支援、医療、介護など全世代型の社会保障施策の整備や、地域医療体制の充実、人口減少を見据えた地域活性化、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）への対応など、多岐にわたる役割が求められている。さらに、近年頻発・激甚化する自然災害への対応や、社会インフラの老朽化対策、脱炭素化に向けた環境対策も喫緊の課題となっている。

これら山積する課題に対応するため、地方自治体の増大する財政需要を的確に把握するとともに、物価や賃金の上昇に伴う行政経費の増大を確実に財政措置へ反映させる必要がある。特に、社会的に求められている賃金水準の底上げに伴う人件費の確保など、地方自治体が安定的かつ主体的に行政サービスを提供できるよう、地方一般財源総額の更なる増額をはじめとする地方財政の充実・強化を図ることが不可欠である。

よって国会及び政府は、地方自治体がその果たすべき役割を全うし、住民に対し質の高い行政サービスを安定的に提供するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 地方交付税の法定率の引上げ等により地方一般財源総額を確実に確保するとともに、臨時財政対策債に依存しない持続可能な地方財政制度を確立すること。
- 2 社会全体で賃金水準の底上げが求められる中、地方自治体や公営企業等の職員を安定的に確保し、定着させるため、定期的な処遇改善を可能とする確実な財源を制度として創設・確保すること。
- 3 地方自治体業務システムの標準化・共通化については、引き続き国の責任において必要な財源を措置すること。また、サイバーセキュリティ対策の強化など、自治体ＤＸの進展に伴い発生するシステム改修や事務負担、人件費の増大等に対し、自治体の実情に応じて柔軟かつ十分な支援を行う体制を整備すること。
- 4 地域社会の機能維持に不可欠な地域公共交通の確保・整備に向け、地域の実情に精通する公共交通専任担当者の配置支援や国庫支出金の拡充を図ること。あわせて、普通交付税の個別算定経費に公共交通関連経費を明確に位置付けるなど、地方自治体が責任を持って主体的に施策を展開できる制度を構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総	務		大	臣	
財	務		大	臣	
国	土	交	通	大	臣

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

私立の広域通信制高等学校に係る制度整備の早期実現を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	市川 よし子
同	小林 武史
同	おだ 幸子
同	永井 真人
同	柳瀬 吉助
同	石川 巧
同	河本文雄
同	内田 みほこ
同	しきだ 博昭
同	てらさき 雄介

私立の広域通信制高等学校に係る制度整備の早期実現を求める意見書（案）

近年、通信制高等学校は、多様な学びの機会を提供する教育機関として、その重要性を一層高めている。特に私立の広域通信制高等学校においては、生徒数が大幅に増加しており、不登校経験者や発達特性のある生徒など、様々な背景を持つ生徒たちの学びの受け皿として大きな役割を果たしている。

一方で、近時の報道等においては、学習支援や進路相談体制が十分でないと感じる生徒の存在や、相談窓口の分かりにくさ、さらには日常的に関わるスタッフの体制や専門性に対する不安の声などが指摘されている。

通信制高等学校においては、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制が不可欠であり、その質は生徒の学習継続や進路形成に大きく影響する。しかしながら、広域通信制高等学校においては、本校所在地の都道府県が設置認可及び指導監督を担う一方、実際の教育活動は全国各地の学習拠点やサポート校等で行われている実態がある。

そのため、教育活動の実態把握や生徒保護に関して、指導監督権限を有する自治体と、実際に生徒が生活し、学んでいる自治体との間に隔たりが生じており、十分な対応が困難となる課題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、国会においても、制度上の課題認識が示されており、広域通信制高等学校の在り方や生徒保護の強化に向けた議員立法の審議が進められているところである。

よって国会及び政府は、広域通信制高等学校に通う生徒の学習環境、相談支援体制の充実及び生徒保護の強化を図るため、実態把握の強化、関係自治体間の連携の仕組みづくり、学習拠点等における教育の質の確保及び支援体制の明確化等を含め、必要な制度整備について速やかに検討を進め、早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
文	部	科	学	大			臣

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	市川 よし子
同	小林 武史
同	おだ 幸子
同	永井 真人
同	柳瀬 吉助
同	石川 巧
同	河本文雄
同	内田 みほこ
同	しきだ 博昭
同	てらさき 雄介

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を
求める意見書（案）

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法の改正により、国及び地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記されたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障がい、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や地方公共団体によって支援内容にも差が生じている。

よって国会及び政府は、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、学びや就労など社会参加を継続できるようにするため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を法的に明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談対応、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣 （こども政策、若者活躍）		

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

日本版DBSの対象事業者拡大及び事業者に対する支援を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	市川 よし子
同	小林 武史
同	おだ 幸子
同	永井 真人
同	柳瀬 吉助
同	石川 巧
同	河本文雄
同	内田 みほこ
同	しきだ 博昭
同	てらさき 雄介

日本版DBSの対象事業者拡大及び事業者に対する支援を求める意見書（案）

子どもを性犯罪から守ることは社会全体の責務であり、特に教育・保育・福祉など、子どもが日常的に利用する現場においては、より高い安全性が求められている。

このような中、子どもと接する場で子どもへの性暴力を防ぐため「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「法」という。）、いわゆる日本版DBSが令和8年12月25日に施行予定となっている。

しかし、学校、認可保育所、認定こども園、児童福祉施設等は、すべての事業者が法で定める性暴力防止の取組が義務付けられている一方、放課後児童クラブ、認可外保育所、学習塾、スポーツクラブ等は、任意で国の認定を受けた事業者のみが性暴力防止の取組を行う仕組みとなっており、義務付けの対象となっていない。

放課後児童クラブは子どもが長時間を過ごす生活の場であり、支援員が日常的に子どもと接することから、性暴力防止の取組を義務付けるべきとの声が現場から強く上がっている。義務付けの対象から外れることで安全対策に格差が生じ、保護者の不安を高めるだけでなく、子どもの安全確保の観点からも看過できない状況である。

また、日本版DBSの運用に当たっては、認定申請手数料に加え、個人情報情報を厳格に管理するための職員の配置や体制の整備など、事業者側に多大なコストが発生することが想定される。特に民間事業者や小規模事業者にとっては、制度導入が経営負担となり、結果として人材確保やサービス提供に影響を及ぼす懸念がある。

よって国会及び政府は、子どもの安全を確保し、制度の円滑な運用を図るため、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

- 1 公的機関、民間企業・団体等を問わず、一定の期間以上、子どもと接する業務を行うすべての事業者が性犯罪歴の確認等を行うことができるよう、今後、義務対象事業者の範囲を拡大すること。
 - 2 職員の配置や個人情報管理体制の整備など、日本版DBSの運用に必要な措置に係る費用について、国が財政支援を行うこと。
 - 3 日本版DBSの運用開始に向け、事業者が法の趣旨にのっとり、適切に制度を導入できるよう、国及び自治体が連携して支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	） 殿
参議院議長	
内閣総務大臣	
総務大臣	
法務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
子ども家庭庁長官	

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

医療機関が有料職業紹介事業者に支払う高額な手数料の是正を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	市川 よし子
同	小林 武史
同	おだ 幸子
同	永井 真人
同	柳瀬 吉助
同	石川 巧
同	河本文雄
同	内田 みほこ
同	しきだ 博昭
同	てらさき 雄介

医療機関が有料職業紹介事業者に支払う高額な手数料の
是正を求める意見書（案）

全国的に高齢化が進む中、今後、医療・介護ニーズの更なる増大が見込まれている。一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療機関では慢性的な人手不足が深刻化しており、医師や看護師などの医療人材を安定的に確保することが課題となっている。

近年、医療人材の採用・求職活動において、効率的な募集や、きめ細やかなサービスの提供など、医療機関と求職者双方のニーズを満たす有料職業紹介事業者の利用が広がっている。しかし、医療機関が医療人材を雇用した際に有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料（以下「手数料」という。）は高額に設定されており、厚生労働省の報告によれば、本県における令和５年度の医師の紹介に係る平均手数料は一人当たり約９１万円、看護職は約６８万円であり、手数料の総額は年々増加傾向にある。

本県の医療機関においても有料職業紹介事業者への依存度は高い状況であり、公定価格である診療報酬を基本として経営を行う医療機関は、手数料を価格に転嫁できず、物価高騰や人件費の上昇等もある中、経営を大きく圧迫している。

有料職業紹介事業者へ的高額な手数料の支払が難しい中小規模の医療機関は、より一層、医療人材の確保が困難となり、地域の医療提供体制にも悪影響を及ぼしかねない。

よって国会及び政府は、有料職業紹介事業者による手数料の適正化を図るため、手数料に係る適切な上限設定や、その内容を遵守させるために実効性の伴う措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総	務		大	臣		
厚	生	労	働	大		臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

豊かな学びの実現のための教職員定数の改善等及び教育予算の拡充
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	飯野 まさたけ
同	神 倉 寛 明
同	平 野 みぎわ
同	片 桐 紀 子
同	石 川 裕 憲
同	武 田 翔
同	高 橋 延 幸
同	原 聡 祐
同	浦 道 健 一
同	小 島 健 一
同	斉 藤 たかみ
同	藤 井 深 介
同	小 川 久仁子

豊かな学びの実現のための教職員定数の改善等及び
教育予算の拡充を求める意見書（案）

近年、学校現場では、不登校やいじめへの対応、児童・生徒一人ひとりの発達特性への配慮、家庭環境に課題を抱える児童・生徒への対応など、求められる役割が大きく広がっており、多様な一人ひとりの子どもに柔軟な対応ができる体制の構築が必要である。

文部科学省の中央教育審議会では、子どもを取り巻く環境の変化や教員の負担増加が指摘されており、日本はOECD諸国との比較においても、教員の仕事時間が長い状況にあるとされている。

また、教員一人当たりの持ち授業時数や学校現場の人的体制も自治体によって違いがあり、教員が児童・生徒一人ひとりと向き合う時間の確保に影響を及ぼしている状況がある。

こうした中、学校現場では、教員だけでなく、心のケアを担うスクールカウンセラーや、家庭・福祉との連携を担うスクールソーシャルワーカーなど、専門人材による支援体制の充実が求められている。本県においても、こうした専門人材の配置が進められているが、自治体によって配置状況や支援体制に違いがあるため、国が配置を進めていく必要がある。

子どもたちがどこに住んでいても等しく教育を受けることができ、一定水準の教育環境が確保されるためには、国の責任において教職員定数の改善を進めるとともに、地域間格差が生じないように、必要な財政措置を講じることが重要である。

よって国会及び政府は、令和9年度の政府予算編成において次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 すべての子どもの学びと育ちを保障するため、教職員定数を改善すること。
また、子どもたちが抱える課題の早期発見・支援に当たるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充すること。
 - 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教育予算の拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
文	部	科	学	大			臣

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

日本国憲法の精神に基づき女性天皇・女系天皇のあり方と
皇位継承を議論することを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉 本 透 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 木佐木 忠 晶

日本国憲法の精神に基づき女性天皇・女系天皇のあり方と
皇位継承を議論することを求める意見書（案）

日本国憲法第1条は、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と定めている。したがって、皇位継承の議論は、主権者である国民の総意にふさわしく、憲法の諸原則を厳格に遵守するものでなければならない。

現在、国会や政府において進められている皇族数確保に向けた議論、とりわけ「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案」および「戦後に皇籍を離脱した旧宮家の男系男子を皇族の養子に迎える案」を柱とする方針には、憲法上および人権保障上の観点から、看過できない重大な問題が指摘されている。

第一に、女性皇族の婚姻後の身分保持について、配偶者や子に皇族の身分を与えないとする設計は、女性皇族の婚姻・家族のあり方に深刻な矛盾をもたらす。また、本人の意思にかかわらず皇室にとどめることは、女性皇族の自己決定権や幸福追求権（憲法第13条）を過度に制約するものであり、「男女の平等」を掲げる憲法原則に背くものである。

第二に、旧宮家の男系男子を皇族の養子に迎える案は、一般国民として生まれ育った旧宮家の子孫を特別な身分である皇族とすることになり、法の下の平等を定め、門地による差別を禁止した憲法第14条第1項に明白に抵触する。2005年の「皇室典範に関する有識者会議報告書」においても、この手法は「国民の理解と支持を得ることは難しい」として否定された経緯があり、これを覆す合理的な根拠は見出せない。

各種世論調査においては、国民の7～8割が「女性天皇」に賛成しており、「女系天皇」についても大多数の支持が示されている。国民の総意は明らかに、女性・女系天皇の実現による安定的な皇位継承を求めている。「男系男子」による継承のみに固執し、違憲の疑いが濃厚な養子制度等を導入することは、主権者たる「国民の総意」を無視し、憲法違反を容認するものと言わざるを得ない。

よって国会及び政府は、違憲の疑いがある拙速な法整備を中止し、次の事項を着実に進めるよう強く要望する。

- 1 「法の下での平等」など憲法の諸原則に則り、主権者である国民の圧倒的多数が賛成している「女性天皇・女系天皇」のあり方を含めた議論を行うこと。
- 2 有識者や国民の意見、パブリックコメント等を広く反映し、憲法と国民の総意に基づいた安定的かつ開かれた皇位継承制度の議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務	大		臣			

神奈川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備等
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	西 村 くニコ
同	吉 田 あつき
同	大 村 悠
同	脇 礼 子
同	望 月 聖 子
同	岸 部 都
同	藤 代 ゆうや
同	青 山 圭 一
同	森 正 明
同	杉 山 信 雄
同	松 崎 淳

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備等を求める意見書（案）

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の歴史と文化の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は限られており、安定的皇位継承の確保は、将来にわたり皇室制度を維持していく上で、重大な国家的事案である。

皇位継承の在り方については、我が国の歴史と伝統を十分に踏まえ、国民の理解と支持の下で慎重かつ丁寧に検討されるべきものである。

さらに、国民統合の象徴たる皇室の将来に係る極めて重要な課題であることから、静ひつな環境の中で、国民の幅広い理解を深めながら検討されるべきものである。

よって国会及び政府は、皇族数の減少という現実に向き合い、皇位継承が将来にわたって安定的に続いていくよう、国民的理解の醸成を図りながら、必要な取組を着実に進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			

神奈川県議会議長

意見書案提出書

外国人経営者の在留資格申請手続における財務要件等の見直しを
求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉 本 透 殿

神奈川県議会議員 大 山 奈々子

外国人経営者の在留資格申請手続における財務要件等の
見直しを求める意見書（案）

わが国の深刻な労働力不足の解消や地域経済の活性化において、高い意欲と専門性を持った外国人経営者の存在は不可欠となっており、本県においても多角的な事業展開や雇用創出に大きく貢献しているところである。

しかしながら、外国人経営者の在留資格「経営・管理」に関連する省令が改正され、許可基準における資本金等の財務要件が500万円以上から3,000万円以上に引き上げられるなど、大幅に厳格化された。許可基準は在留資格の変更・更新時にも原則として適用されるため、極めて高い財務要件が一律に課されると、中小・小規模企業を営む外国人経営者の事業継続は著しく困難となる。

とりわけ、地域に密着した個人経営の小規模店舗やスタートアップ企業など、初期投資を抑えて堅実に事業を拡大している外国人経営者にとって、このような急激な財務要件の引上げは死活問題である。財務要件を満たさないことを理由に在留資格の申請が不許可となれば、これまで築き上げてきた事業の廃止や、不本意な形で国外退去を迫られる事態を招きかねない。このことは、対象となる外国人経営者のみならず、地域コミュニティの一員として溶け込んで暮らすその家族に対する人道的な配慮を著しく欠くだけでなく、外国人経営者による地域への投資や雇用の減少により地域経済の衰退を招き、さらには「国際都市・神奈川」としての魅力や信頼を大きく損なうおそれがある。

出入国管理の厳格化や制度の適正化の必要性は理解するものの、実態に即さない一律の基準適用は、真摯に事業を営む外国人経営者を排除する結果となりかねず、断じて容認できるものではない。

よって国会及び政府は、外国人が安心して持続可能な経営を行うことができる環境を維持するため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 在留資格「経営・管理」の申請手続において、資本金等の財務要件の一律適用を見直すこと。
- 2 在留資格の制度改正や運用の変更を行う場合は、現に在留し、事業を行っている外国人経営者が不利益を被らないよう、措置を講じること。
- 3 手続の透明性を高め、真摯に日本社会で働く外国人経営者が不当に国外退去の危機に瀕することのないよう、人道的な視点に基づいた配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	)	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
法	務		大	臣			
出入国在留管理庁長官							

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

「核なき世界」の実現に向け、核保有国への実効性ある核軍縮の働きかけ
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉 本 透 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 木佐木 忠 晶

「核なき世界」の実現に向け、核保有国への実効性ある核軍縮の
働きかけを求める意見書（案）

去る２０２６年４月２７日から５月２２日まで国連本部で開催された第１１回核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議は、核兵器のない世界に向けた国際社会の強い願いにもかかわらず、またしても合意形成に至らず、成果文書を採択できずに閉幕した。

不採択を招いた最大の要因は、ほかならぬ核保有国が、ＮＰＴ第６条に基づく「誠実に核軍縮交渉を行う」という義務に向き合わず、自国の核戦力や「核抑止」への依存を正当化し続けた姿勢にある。特に今回の会議において、核保有国側から、過去の再検討会議における合意や軍縮プロセスを実質的に後退・先送りさせようとする動きが見られたことや、核兵器の使用がもたらす破滅的な結末への言及を骨抜きにしようとする姿勢が示されたことは、極めて遺憾である。

一方で、国際社会は明確に「核なき世界」の実現を選択し、支持している。核兵器を史上初めて違法化した核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）の発効や、被爆者の長年にわたる血のにじむような訴えが結実した日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞などは、核兵器の非人道性を世界に刻み、その廃絶を求める市民社会の確固たる意志と世界的な潮流を示すものである。

本県は１４８万筆もの核兵器廃絶の署名に応え、１９８４年７月に神奈川非核兵器県宣言を議会で議決し、２０２５年にも日本政府に対して非核三原則を堅持・尊重されるよう求める意見書を全会一致で採択したところである。唯一の戦争被爆国である我が国は、この「核なき世界」を求める世界的な潮流を力強く推進し、核保有国に対して過去の約束と義務の履行を迫る歴史的使命を担っている。

よって国会及び政府は、次の事項を速やかに実行されるよう強く求める。

- １ 核保有国に対し、ＮＰＴ第６条に基づく核軍縮義務及び過去の再検討会議における合意事項を誠実に履行し、核兵器の具体的な削減及び廃絶に向けた実効性のある行動をとるよう、政府として主体性を持って強力に働きかけること。
- ２ 核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）への署名・批准を行うこと。
- ３ 日本被団協をはじめとする被爆者や平和団体、市民社会による情報発信や啓発活動への支援を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総	務		大	臣	
外	務		大	臣	
防	衛		大	臣	

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

国は最高裁判決を真摯に受け止め、生活保護利用者の全面的、包括的救済を図るよう求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年7月10日

神奈川県議会議長 杉 本 透 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 木佐木 忠 晶

国は最高裁判決を真摯に受け止め、生活保護利用者の全面的、包括的救済を図るよう求める意見書（案）

国は2013年8月から段階的に生活扶助基準額を平均6.5%引き下げるなど、2015年度までの3年間で740億円に及ぶ生活保護費の削減を行った。影響は甚大で、削減は最大で10%にも及び、減額処分は生活保護受給世帯の96%に及んだ。

国の減額処分の取消しと損害賠償を求めた、いわゆる「いのちのとりで裁判」と呼ばれる集団訴訟が全国29地裁で提訴された。この大阪訴訟と愛知訴訟において、最高裁判所第三小法廷は2025年6月27日に生活保護基準の引下げを違法とする初の統一判断を下し、各処分の取消しを認める原告勝訴の判決を言い渡した。

最高裁は、物価変動率のみを直接の指標として定めた改定率と専門的知見との整合性を国は説明できておらず、厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったと、国の減額処分の違法性を指摘した。国はこの判決を真摯に受け止め、全面的かつ包括的に判決に沿った是正措置を講じるべきである。

生活扶助費は食料品や生活必需品、実際に使用している耐久消費財などを積み上げて判断すべきであり、消費実態を正確に反映できる方式に改める必要がある。また、生活保護基準の算定では低所得階層（生活保護階層に隣接する勤労者世帯第1・十分位階級）の消費水準との均衡を図る「水準均衡方式」が取られているが、日本の生活保護の捕捉率は20%程度と言われており、捕捉率の極端な低さは本来生活保護を受給すべき世帯が受給できずに一般の低所得世帯に属していることを意味し、常に生活保護以下の階層が存在することになる。このため、消費水準を比較するたびに生活保護基準の引下げを図ることになりかねず、「健康で文化的な最低限度の生活」水準を保障する上でも、第1・十分位階級との比較は妥当性を欠くと思われる。

当事者団体は原告のうち2割を超える232名が既に亡くなっているとして早期の全面解決を求め、引下げ前の基準による生活保護費との差額支給等必要な被害回復措置を直ちに講じるよう求めている。

よって国会及び政府は、次のことを速やかに実施されるよう強く求める。

- 1 原告以外の生活保護制度利用者や元利用者も対象として、引下げ前の基準による生活保護費との差額支給及び必要な被害回復措置を直ちに講じるなど、早期・全面解決を図ること。
- 2 生活保護の捕捉率を大幅に引き上げるよう、必要な措置を講じること。
- 3 生活保護基準の算定では、食料品や生活必需品、実際に使用している耐久消費財などを積み上げて判断するなど、生活保護世帯の消費実態を正確に反映する方式に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 参 内 総 財 厚	議 議 閣	院 院 総 務 務	議 議 理 大 大 働	長 長 臣 臣 臣	） 殿

神奈川県議会議長

決 議 案 提 出 書

津久井やまゆり園事件 10 年を機に共生社会の実現をめざす決議案

上記決議案を神奈川県議会会議規則第 12 条の規定により、次のとおり提出
します。

令和 8 年 7 月 10 日

神奈川県議会議長 杉 本 透 殿

神奈川県議会議員	川 崎 修 平
同	市 川 よし子
同	小 林 武 史
同	お だ 幸 子
同	永 井 真 人
同	柳 瀬 吉 助
同	石 川 巧
同	河 本 文 雄
同	内 田 みほこ
同	しきだ 博 昭
同	てらさき 雄介

津久井やまゆり園事件１０年を機に共生社会の実現をめざす決議（案）

平成２８年７月２６日、県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、１９名もの尊い命が奪われ、２７名が負傷するという痛ましい事件が発生し、早１０年という月日が流れようとしている。

改めて、この凄惨な事件によりお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、最愛のご家族を失い、癒えることのない深い悲しみに向き合ってこられたご遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。

神奈川県議会は、この事件が、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたことを重く受けとめ、県と共同し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、障がい者に対するいかなる偏見や差別も断じて容認することなく、すべての人のいのちを大切にし、一人ひとりの人格と個性が尊重され、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現に向け、真摯に取り組む決意を内外に示すとともに、その理念の普及に努めてきた。

今一度、憲章を定めるに当たり誓った、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざすとの思いを、県民の皆様と分かち合い、様々な取組を推し進めていくことが求められている。

よって神奈川県議会は、事件発生から１０年を機に、決して事件を風化させてはならないとの思いを深く胸に刻み、一人ひとりの命と個性、人格が尊重される共生社会の実現に向けて、停滞させることなく歩みを進めていく決意を新たにするとともに、引き続き、最善を尽くすことを、改めて、ここに誓う。

以上のとおり決議する。

令和 年 月 日

神 奈 川 県 議 会